

別記三号

要求書

- 一 職工紹介板ノ附具
- 二 山切既製品使用絶対反対
- 三 但シ三州燈籠板石及ヘツクバイハ此ノ限りニ非ズ
- 四 労働時間制定 八時間制
- 五 今回ノ争議費用ハ多磨工商組合負担ノ事
- 六 争議中ノ職工賃金ヲ支拂フ事

昭和九年十月十九日

多磨工商組合御中

多磨 灰 炭 會 印

別記四号

通告書

- 一 本組合ハ昭和九年十月十九日午後五時限り多磨灰炭ケルモノ、存在ヲ認メズ
- 二 昭和九年十月十九日付提出ニ係ル要求書ニ対シ回答ノ限リニアラス

昭和九年十月十九日午後五時

多磨 炭 灰 工商組合

印

多磨 灰 炭 會 御 中

別記五号

辭決私案

- 一 工商組合領タル店主ニホテ新ニ石ヲ募集スル場合ハ多磨灰炭會ノ紹介ヲ要ケルモノトス
- 二 但シ店主ノ親戚ヌハ知人ニシテ特別ノ關係アル者ハ此ノ限リニアラズ
- 三 店主ハ多磨炭地以外ノ地ヨリ如クシタル石炭製炭品ノ購入販賣セザルヲ希トス
- 四 但シ顧客ノ希望ニ基クカヌハ各自従業取リノ次第ヲモテザル範圍ニホテハ任意タル事

大号

契約書

取組紹介板ノ実情

- 一 取組紹介板ハ存命後ヲ使用シ存命後ニ係ルハ取組紹介板ニ取組シタルコト
- 二 但シ存命後以外ノ取組紹介板ニ係ルハ店主ノ親戚者ニ名進ハ此ノ限リ
- 三 非取組者一查存命後後多ト承認ヲ要スルモノトス
- 四 一辭在ノ際ハ一切存命ニ通知シ使用人後多ト取組スルコト